



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワークス＆コミュニケーションズ
- 3 代表者の氏名
加納 幸一
- 4 主たる事務所の所在地
松本市渚二丁目1番49号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者、高齢者他、社会的弱者の自立をめざして、就労支援を基軸とした、職業能力訓練や社会生活技能訓練等を実施し、また、職場開拓事業等も行う。併せて、相談活動、調査・研究活動、情報提供・広報活動、交流活動等の事業を行うことにより、障がい者、高齢者他、社会的弱者の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- 3 代表者の氏名
毛利 幹生
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字赤羽730番地1
- 5 定款に記載された目的
当法人は、アマチュア通信衛星及びこれに類する衛星（以下「アマチュア衛星」と言う）に関する調査、研究、開発をおこない、また、日本国内及び海外の同様な目的の下に活動する団体、個人との協力をおこない、アマチュア衛星通信の普及振興を図ることにより宇宙科学技術の発展に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人安曇野文化講座実行委員会
- 3 代表者の氏名
田中 健太郎
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市三郷小倉4004番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、安曇野地域の住民に対して文化の振興に関する事業を行い、文化の香り高い地域づくりの推進と市民の生涯学習に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くめじ
- 3 代表者の氏名
山本 一夫
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡信州新町大字新町112-2番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢化・過疎の進行した地域社会に居住する人たちを対象に、行政と協働して、高齢者及び身体障害者等社会的弱者、中山間地農業に従事する人たちの生活支援を活動の柱とする。この活動を通して、地域経済の活性化や町おこし、青少年の健全育成を図りながら地域共同体機能の維持継続と活力再生に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森林環境

3 代表者の氏名

湯沢 要次

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市経塚7番11号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、森林と自然環境に関する事業を行い、森林及び自然環境保全への理解と普及に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

長野県企業誘致アンケート調査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月21日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年以内に、類似の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工部ビジネス誘発課

電話 026（235）7193

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月31日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年10月24日（水）午後1時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

ビジネス誘発課

公告

上田市における県営内村地区中川原換地計画に基づく換地処分を、平成19年10月1日行いました。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 組合の名称

茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年2月9日から平成23年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字平通、字中田通、字大道通、字土手附通、字家下通、字馬場、字姫宮、字堀合、字子安、字中島、字子安下、字子安通、字水上通、字中河原、字樋沢、字土手附及び字城下の各一部。

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成11年2月9日

6 変更認可の年月日

平成19年10月11日

都市計画課

公告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観育成に関する事項	認定期月日
下諏訪宿湯田町まちづくり協定	諏訪郡下諏訪町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項	平成19年9月26日
下諏訪宿横町木の下まちづくり協定	諏訪郡下諏訪町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項	平成19年9月26日

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年10月18日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1 許可番号 平成19年7月9日

長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字南原1892-60、1892-61、1892-64

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区銀座5-14-17

株式会社ビルックス 代表取締役 大谷和人

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年10月18日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

1 許可番号 平成19年7月24日

長野県諏訪地方事務所指令19諏地建第19-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪郡富士見町立沢字広原1-1566、1-1790、1-1791、1-1792、1-1793、1-1794、1-1795、1-1796、1-1797、1-1798、1-1799、1-1800、1-1801、1-1802、1-1803、1-1804、1-1805、1-1806

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市本町西5-23

蓼科グリーンビュー開発株式会社

代表取締役 朝倉 平和

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年10月18日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

1 (1) 許可番号 平成19年9月19日

長野県指令19建第25-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字塩尻町字アハラ599-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字上西条134-1 西条団地390号 吉江 功

2 (1) 許可番号 平成19年8月31日

長野県指令19建第25-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科1845-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市三郷温3023-1

ウイングス三郷A-201

清水淳志、清水知香

- (1) 許可番号 平成19年9月5日
長野県指令19建第25-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾1737-9、1737-10
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市宗賀1737-3 小林裕介

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県佐久地方事務所長 木曾茂

- 1 (1) 申請人の住所氏名 佐久市大沢45番地1
株式会社石井商会
代表取締役 石井隆久
- (2) 指定年月日 平成19年8月13日
- (3) 指定番号 佐久第298号
- (4) 指定した場所 佐久市野沢字梨ノ木345番9
- (5) 道路の幅員 4.70~4.79メートル
- (6) 道路の延長 33.74メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

- 1 (1) 申請人の住所氏名 東御市祢津1724
信明商事有限会社
代表取締役 坂口明
- (2) 指定年月日 平成19年8月9日
- (3) 指定番号 上小第694号
- (4) 指定した場所 東御市和字蛇川原8036-8
- (5) 道路の幅員 4.28メートル
- (6) 道路の延長 27.10メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県諏訪地方事務所長 山田隆

- 1 (1) 申請人の住所氏名 茅野市本町西5番23号
蓼科グリーンビュー開発株式会社
代表取締役 朝倉平和
- (2) 指定年月日 平成19年8月16日
- (3) 指定番号 諏訪第949号
- (4) 指定した場所 茅野市玉川字下田6102-4
- (5) 道路の幅員 4.00メートル
- (6) 道路の延長 34.00メートル
- 2 (1) 申請人の住所氏名 諏訪市沖田町1-126-1
有限会社信濃開発
代表取締役 矢嶋茂夫
- (2) 指定年月日 平成19年9月19日
- (3) 指定番号 諏訪第950号
- (4) 指定した場所 茅野市ちの字八日市場2995-10
- (5) 道路の幅員 { 4.80、 { 6.02メートル
- (6) 道路の延長 { 34.95、 { 7.64メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

- 1 (1) 申請人の住所氏名 名古屋市北区志賀町5丁目10番地
足立香里
- (2) 指定年月日 平成19年7月20日
- (3) 指定番号 上伊那第481号
- (4) 指定した場所 駒ヶ根市赤穂8172-62、8172-67、8173-3
- (5) 道路の幅員 4.40メートル
- (6) 道路の延長 77.00メートル
- 2 (1) 申請人の住所氏名 伊那市西春近2326
有限会社フォーレストステージ
代表取締役 星野文雄
- (2) 指定年月日 平成19年8月29日
- (3) 指定番号 上伊那第479号
- (4) 指定した場所 伊那市西春近5384番地1、5387番地2、5387番地3
- (5) 道路の幅員 6.03メートル
- (6) 道路の延長 51.15メートル
- 3 (1) 申請人の住所氏名 上伊那郡箕輪町大字東箕輪832-1
清水利治

- (2) 指定年月日 平成19年9月5日
 (3) 指定番号 上伊那第475号
 (4) 指定した場所 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字大道下10890-9
 (5) 道路の幅員 4.00メートル
 (6) 道路の延長 35.00メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 (1) 申請人の住所氏名 松本市大手4-11-1
 株式会社双葉不動産
 代表取締役 飯嶋 正明
- (2) 指定年月日 平成19年8月9日
 (3) 指定番号 松本第240号
 (4) 指定した場所 安曇野市堀金鳥川3890-1、3890-2、3890-22
 (5) 道路の幅員 6.00メートル
 (6) 道路の延長 72.47メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成19年10月18日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 (1) 申請人の住所氏名 中野市大字中野267番地
 有限会社アクセス
- (2) 指定年月日 平成19年8月2日
 (3) 指定番号 北信第135号
 (4) 指定した場所 中野市大字中野字阿弥陀堂前1508-9
 (5) 道路の幅員 6.00メートル
 (6) 道路の延長 72.90メートル

- 2 (1) 申請人の住所氏名 中野市大字西条1105番地
 関秀雄
- (2) 指定年月日 平成19年8月30日
 (3) 指定番号 北信第136号
 (4) 指定した場所 中野市大字西条字北西間408番1、408番13、408番21
 (5) 道路の幅員 { 6.00メートル { 5.90メートル { 5.90メートル
 (6) 道路の延長 { 28.72メートル { 25.78メートル { 9.88メートル

- 3 (1) 申請人の住所氏名 下高井郡山ノ内町大字平穂3246番地2
 株式会社黒岩林産商事
- (2) 指定年月日 平成19年9月6日
 (3) 指定番号 北信第137号
 (4) 指定した場所 下高井郡山ノ内町大字平穂字上原4054番7
 (5) 道路の幅員 4.05メートル
 (6) 道路の延長 50.58メートル

建築管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年10月18日

長野県諏訪建設事務所長 平沢 清

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量
 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気
 予定使用電力量 45,092,400kWh
 契約電力 3,200kW
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 (1) 名称 長野県諏訪建設事務所
 (2) 所在地 諏訪市上川1丁目1644-10
- 3 落札者を決定した日
 平成19年9月21日
- 4 落札者の名称及び住所
 (1) 名称 中部電力株式会社長野支店
 (2) 所在地 長野市柳町18番地
- 5 契約金額
 (1) 基本料金（常用線） 1,722円／kW・月（消費税込み）
 (2) 基本料金（予備線） 56.70円／kW・月（消費税込み）
 (3) 電力量料金（重負荷） 11.27円／kWh（消費税込み）
 (4) 電力量料金（昼間） 9.02円／kWh（消費税込み）
 (5) 電力量料金（夜間） 7.26円／kWh（消費税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
 平成19年8月2日

生活排水対策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年10月18日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

柳澤秀樹

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量
 千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気
 予定使用電力量 18,505,800kWh
 契約電力
 平成19年11月1日から平成20年7月31日 1,200kW
 平成20年8月1日から平成21年6月30日 1,300kW

平成21年7月1日から平成21年10月31日 1,400kW

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 (1) 名称 長野県千曲川流域下水道建設事務所
 (2) 所在地 長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

3 落札者を決定した日
 平成19年9月21日

4 落札者の名称及び住所
 (1) 名称 中部電力株式会社長野支店
 (2) 所在地 長野市柳町18番地

5 契約金額
 (1) 基本料金 1,795.50円／kW・月（消費税込み）
 (2) 電力量料金（重負荷） 11.84円／kWh（消費税込み）
 (3) 電力量料金（昼間） 9.47円／kWh（消費税込み）
 (4) 電力量料金（夜間） 8.23円／kWh（消費税込み）

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札公告を行った日
 平成19年8月2日

生活排水対策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月18日

長野県長野建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
 奥裾花ダム気象観測装置保守点検業務

- (2) 役務の特質
 入札説明書のとおりです。

- (3) 履行期間
 契約の日から約60日間

- (4) 履行場所
 長野市鬼無里 奥裾花ダム

- (5) 入札方法
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に同種の気象観測装置の保守点検の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026（234）9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月1日（木）午前11時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年10月25日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年10月18日

長野県警察本部長 石井 隆之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコン用コンピュータ618台及び周辺機器等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年10月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通リース株式会社長野支店

(2) 住所 長野市岡田町215番1号

5 落札金額

1月分賃借額 1,959,106円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成19年8月16日

情報管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年10月18日

長野県警察本部長 石井 隆之

1 落札に係る調達役務

交通規制情報整備業務委託及び交通規制情報管理システム等の
借入

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部交通部交通規制課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年10月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 アトミクス株式会社

(2) 所在地 東京都板橋区舟渡3丁目9番6号

5 落札金額(税抜き)

29,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成19年8月27日

交通規制課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月18日

長野県畜産試験場長 毛利重徳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

フォーレジハーベスター 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成19年11月16日

(4) 納入場所

長野県畜産試験場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市片丘10931-1

長野県畜産試験場管理部

電話 0263(52)1188

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月1日 午前10時

イ 場所 塩尻市片丘10931-1

長野県畜産試験場 研修・相談・展示室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

農業技術課